

令和元年度 8 月 第 5 回 あま市農業委員会総会議事録

開 催 日 時 令和元年 8 月 3 0 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分 ～ 午前 1 0 時 3 0 分

開 催 場 所 あま市七宝産業会館 2 階 大会議室

出 席 者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	木村 治彦	出席	推 1	林 殷慶	出席
2	近藤 哲夫	出席	推 2	牛田 益治	出席
3	花木 実也	出席	推 3	山田 利之	出席
4	近藤 美奈子	出席	推 4	牛田 茂雄	出席
5	太田 功	出席	推 5	伊藤 忠久	出席
6	平尾 正敏	出席	推 6	山内 専治	出席
7	鈴木 良法	出席	推 7	細川 幹夫	出席
8	小原 玲子	出席	推 8	桐山 正行	出席
9	小関 春男	出席	推 9	杉本 耕基	出席
1 0	田中 久義	出席			
1 1	三輪 光雄	出席			
1 2	森 俊明	出席			
1 3	小川 健一	出席			
1 4	後藤 政敏	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	原 健一	書記	後藤 大輔
			津田 直季
			早瀬 友洋

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	報告第 1 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 1 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	報告第 1 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 1 4 号 農地所有適格法人の報告について

議 長	(あいさつ) 本日の出席につきましては、農業委員、推進委員、ともに全員です。 定足数に達していますので、令和元年度8月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 9番 小関 春男 委員及び、10番 田中 久義 委員を指名します。
議 長	日程第2「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。
議 長	日程第3 議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事 務 局	(説 明) 議案第19号1番につきまして説明いたします。 議案2ページをご覧ください。 参考資料は1～2ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、篠田 木折前地内の田2筆で所有権移転による経営拡大となっております。 つづきまして2番につきまして説明いたします。 参考資料は3～4ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町桂 寺附地内の田で所有権移転による経営拡大となっております。
事 務 局	つづきまして3番につきまして説明いたします。 参考資料は5～6ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町秋竹 六反田地内の田及び畑3筆で所有権移転による経営拡大となっております。

	以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。 また、下限面積等の要件も満たしております。 なお、８月２７日には小原委員と近藤委員と現地調査をさせていただいております。 どうぞよろしくお願いいたします。以上です。
議 長	小原委員と近藤委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して小原委員から現地の状況について、ご報告願います。
小 原 委 員	議案第１９号につきまして、近藤委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の耕作に関して特に問題はありませんでした。以上です。
議 長	只今、事務局及び小原委員から説明、報告がありました議案第１９号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第１９号「農地法第３条の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって、議案第１９号「農地法第３条の規定による許可申請について」は承認されました。
議 長	日程第４ 議案第２０号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事 務 局	（ 説 明 ） 議案第２０号１番につきまして説明いたします。 参考資料は７～９ページをご覧ください。
事 務 局	譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、中橋 五反地 地内の田で一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。 生活環境変化に伴い手狭になったため、分家住宅を建設するものとなっております。 一般基準も満たしており、立地基準においては、市役所から３００ｍ以内の農地で、農地区分は第３種農地に区分されます。 第３種農地であるため転用の許可が見込めます。 どうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、2 番につづきまして説明いたします。

参考資料は 10 ～ 12 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町下之森 八之坪 地内の田で、駐車場への転用で、賃借権設定となっております。

申請者は、あま市七宝町下之森地内で、一般貨物運送業を営んでおります。

受注件数の増加等により人員を増やしたため、不足する駐車場を確保するための転用となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、農地区分は、第 2 種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため転用の許可が見込めます。
どうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、3 番につづきまして説明いたします。

参考資料は 13 ～ 15 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町遠島 七台 地内の田で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

生活環境変化に伴い手狭になったため、分家住宅を建設するものとなっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、農地区分は、第 2 種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため転用の許可が見込めます。
どうぞよろしくお願いいたします。

事 務 局

つづきまして、4 番につづきまして説明いたします。

参考資料は 16 ～ 18 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町桂 六地藏地内の田で、一般個人住宅への転用で、所有権移転となっております。

申請者の居宅が、県道名古屋津島線の拡幅計画により用地買収にかかったため、近隣で土地を探し、住宅を建設するものとなっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、農地区分は、第 2 種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため転用の許可が見込めます。
どうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、5 番につづきまして説明いたします。

参考資料は 19～21 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町沖之島 観音寺 地内の田で、一般個人住宅への転用で、所有権移転となっております。

生活環境変化に伴い手狭になったため、住宅を建設するものとなっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、駅から 300m 以内の農地で、農地区分は第 3 種農地に区分されます。

第 3 種農地であるため転用の許可が見込めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、6 番につづきまして説明いたします。

参考資料は 22～24 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町沖之島 十八 地内の田で、駐車場への転用で、賃借権設定となっております。

申請者は津島市蛭間町地内で一般貨物運送業を営んでおります。

受注件数の増加等により人員を増やしたため、不足する駐車場を確保するための転用となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、農地区分は、第 2 種農地に区分されます。

事 務 局

周辺の他の土地を利用することが困難なため転用の許可が見込めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

こちらにつづきましては、8 月 27 日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、8 月 28 日には小原委員と近藤委員と現地調査をさせていただいております。

議 長	小原委員と近藤委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して小原委員から現地の状況について、ご報告願います。
小 原 委 員	議案第 2 0 号につきまして、近藤委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました、転用に関して特に問題はありませんでした。以上です。
議 長	只今、事務局及び小原委員から説明、報告がありました議案第 2 0 号について、何かご質問等はございますか。
平 尾 委 員	6 番の譲受人はつい最近近隣で許可申請のあった株式会社シンカイと関係はあるのか。
事 務 局	関係がないと聞いております。土地の選定は県道沿いで利便性が高いのと聞いております。
平 尾 委 員	わかりました。
議 長	他にご質問もないようですので採決に移ります。 議案第 2 0 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって議案第 2 0 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認されました。
議 長 議 長	日程第 5 報告第 1 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、報告第 1 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、報告第 1 3 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」、報告第 1 4 号「農地所有適格法人の報告について」を事務局から報告させます。
事 務 局	(報 告)

議 長

只今、事務局から報告がありました、報告第 1 1 号から報告第 1 4 号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご苦勞様でした。

次回の農業委員会でございますが、9 月 2 7 日 (金) 午前 1 0 時からです。

よろしくお願いいたします。

最後にその他ということで、事務局からお願いします。

終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 近藤 哲夫

署 名 委 員 小関 春男

署 名 委 員 田中 久義